

エコアクション21

環境活動レポート

(平成29年度版)

運用期間：平成29年8月～10月



一般財団法人 山口県環境保全事業団
平成29年11月20日 発行

目 次

	頁
環境方針	1
1. 事業の概要	2
2. 組織図及び認証・登録範囲	5
3. 当年度及び中期環境目標	6
4. 当年度の主要な環境活動計画	6
5. 目標と実績	8
6. 試行期間中の主要な環境活動計画及び取組結果とその評価	9
7. 環境関連法規への違反、訴訟等の有無	10
8. 代表者による全体評価と今後の取組	10
9. その他	10

環境方針

環境理念

一般財団法人山口県環境保全事業団は、山口県における産業廃棄物の適正処理を行うとともに、環境保全に関する各種事業を行い、本県の快適な生活環境の保全と産業の発展に寄与することを目的として事業を展開します。

行動指針

環境経営システムを構築・運用し継続的な取組を進めるため、この行動指針に環境目標及び活動計画等を定め、実効性のある活動を展開します。

1. 電気や燃料を節減し二酸化炭素の削減に努めます。
2. 廃棄物の削減
書類の電子化を推進するなど、紙使用量の削減を図ります。
3. 水使用量の削減
節水に努め、水使用量を削減します。
4. 化学物質の適正使用に努めます。
5. 産業廃棄物の最終処分において、環境保全に配慮します。
受入基準の順守を徹底するとともに、環境関連法規や自主基準を守ります。
6. 物品等の調達にあたっては、グリーン購入に努めます。
7. 事業活動に関連する環境関連法規や条例等を遵守します。
8. 地域社会と良好な環境コミュニケーションを図り、地域の環境保全に努めます。
9. この環境方針は、従業員全員に周知するとともに、研修や教育を行い環境保全に向けた意識の向上に努めます。

平成29年7月1日制定

一般財団法人 山口県環境保全事業団

理事長 門田 栄司

1. 事業の概要

(1)事業所名 一般財団法人 山口県環境保全事業団
(2)代表者名 理事長 門田栄司
(3)所在地 本部 山口県山口市大手町9番11号
TEL 083-920-6828
FAX 083-920-6829
E-mail info@yamaguchi-khi.or.jp

新南陽管理事務所 山口県周南市臨海町6番地
TEL 0834-33-9280
FAX 0834-33-9281
E-mail info@shin-nanyo-khi.jp

最終処分場

徳山下松港新南陽広域最終処分場
山口県周南市富田字西ノ嶋593番地先公有水面
(直営 新南陽管理事務所)

宇部港東見初広域最終処分場
宇部市大字沖宇部525番124等の地先公有水面
(業務委託先 宇部興産コンサルタント株)

(4)環境管理責任者 常務理事 田中 俊彦

(5)環境管理担当者 (本部) 事務局長 田原 博行
(新南陽管理事務所) 所長 永富 明彦

(6)事業内容 産業廃棄物の最終処分及び一般廃棄物の埋立受託業務
環境保全活動の助成業務

(7)事業の規模

法人設立年月日 平成19年4月1日
基本財産 110,695千円

項目		単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度
最終処分量	産業廃棄物	t	63,204	62,526	74,845
	一般廃棄物		1,338	2,797	2,948
売上高		百万円	522	514	617
従業員数	本部	人			6
	新南陽管理事務所		17 (埋立業務受託者11名を含む。)		
埋立面積		m ²	38, 676m ²		

(8)事業年度 4月～3月

(今回の活動レポートの対象期間は、平成29年8月～10月)

(9) 業に関する許可内容等

①産業廃棄物処分業

- ・許可権者 山口県知事
- ・許可番号 第03533176553号
- ・許可年月日 平成26年3月6日
- ・有効年月日 平成31年3月5日
- ・事業の区分 最終処分（埋立処分）
- ・産業廃棄物の種類
廃アスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。以上3種類）、燃え殻、汚泥、紙くず、木くず、纖維くず、ゴムくず、鉱さい、がれき類、ばいじん、13号廃棄物（これらは、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

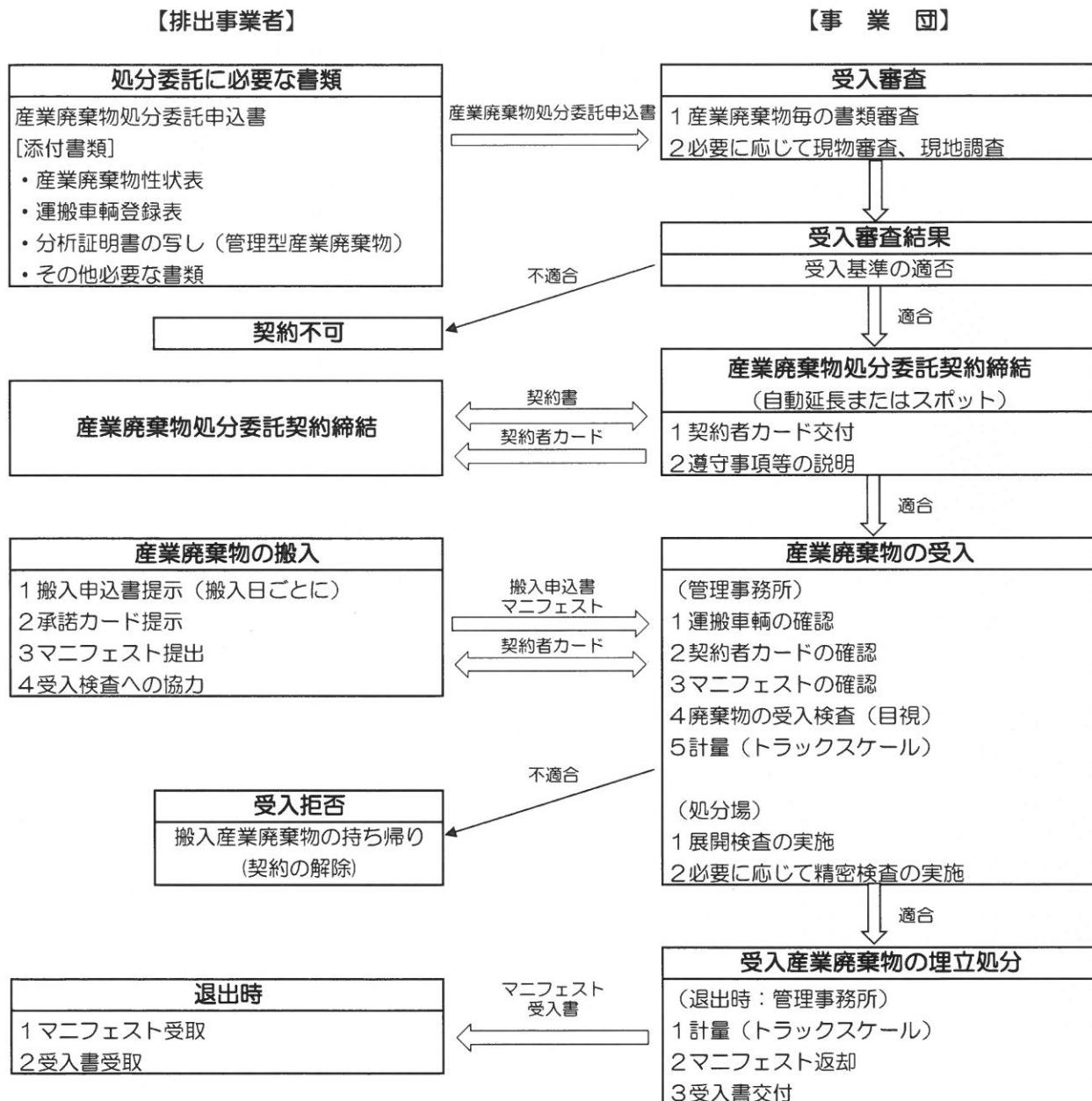
②事業の用に供する全ての施設

- ・種類 管理型処分場
- ・設置場所 山口県周南市大字富田字西ノ嶋593番地先公有水面
- ・設置年月日 平成25年12月26日
- ・面積 38, 676m²
- ・容量 498, 400m³
- ・許可年月日 平成17年5月23日
- ・許可番号 第16号の13

※ 一般廃棄物については、周南市の委託を受け不燃ゴミを最終処分している。

(10) 廃棄物の受入管理体制

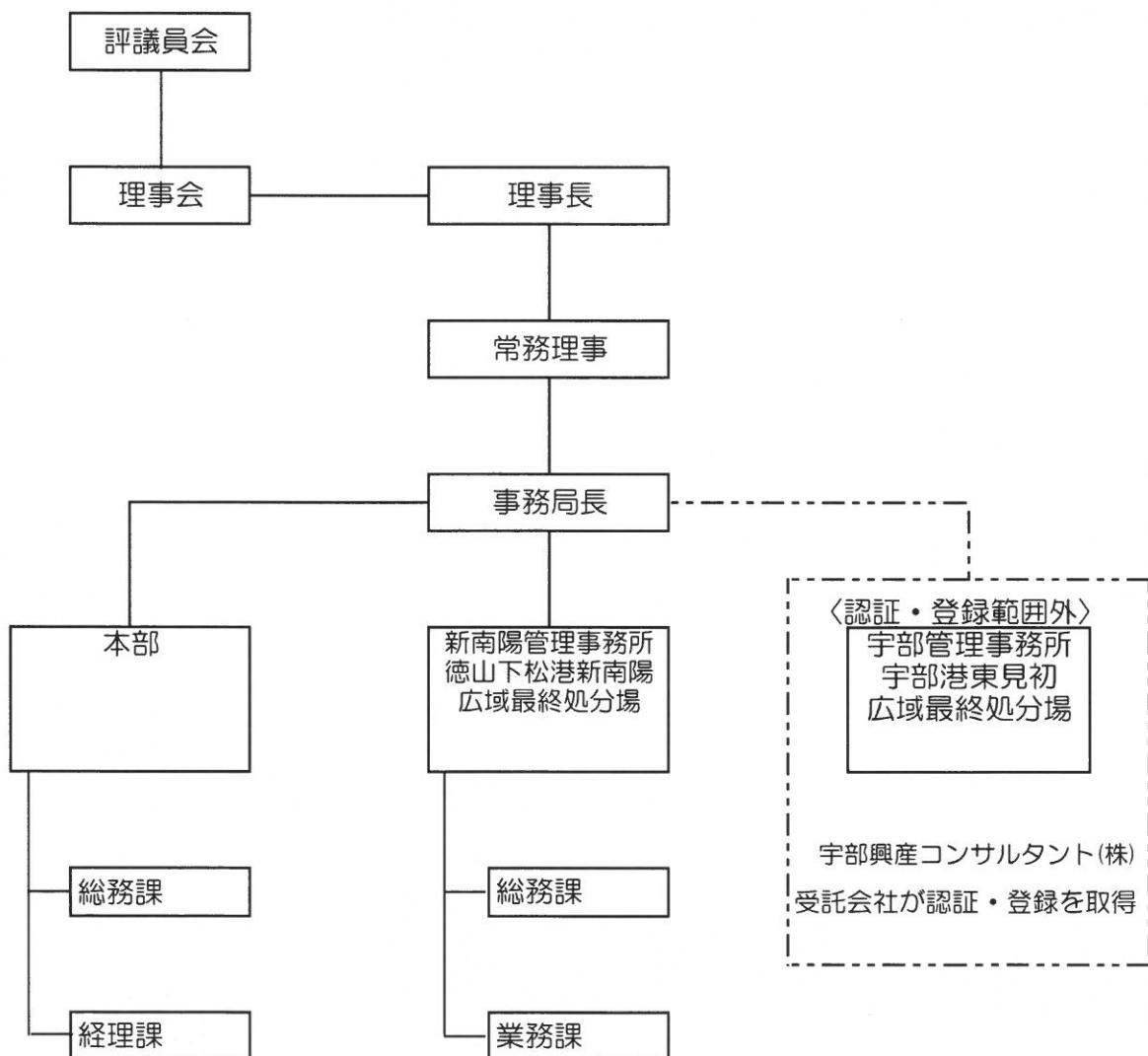
廃棄物の受入は、原則として下記フローに示す段階ごとに受入基準と合致していることを検査し、検査に適合したものを埋立処分する。



2. 組織図及び認証・登録範囲

- (1) 対象事業者名 一般財団法人 山口県環境保全事業団
(2) 対象事業所 本部
新南陽管理事務所（徳山下松港新南陽広域最終処分場）
(3) 対象外事業所 宇部管理事務所（宇部港東見初広域最終処分場）
(業務委託先 宇部興産コンサルタント(株)で取り組む)
(4) 対象活動 産業廃棄物処理業（最終処分）
一般廃棄物の最終処分（周南市委託業務）

一般財団法人山口県環境保全事業団 組織図
(平成29年8月1日現在)



3. 当年度及び中期環境目標

項目	単位	(基準) 平成27 年度	目標			
			平成29年 8~10月	平成29 年度	平成30 年度	平成31 年度
二酸化炭素排出量の削減	kg-CO ₂	128,695	31,850 以下	127,400 以下	126,120 以下	124,830 以下
二酸化炭素排出量の削減	kg-CO ₂ /百万円	250.4	247.9 以下	247.9 以下	245.4 以下	242.9 以下
1-1 電力使用量の削減	kwh/百万円	166.4	164.7 以下	164.7 以下	163.1 以下	161.4 以下
1-2 ガソリン使用量の削減	ℓ/百万円	3.3	3.3 以下	3.3 以下	3.2 以下	3.2 以下
1-3 重油使用量の削減	ℓ/百万円	0.8	0.8 以下	0.8 以下	0.8 以下	0.8 以下
1-4 軽油使用量の削減	ℓ/百万円	47.5	47.0 以下	47.0 以下	46.6 以下	46.1 以下
廃棄物排出量の削減	一般廃棄物排出量の削減	kg/百万円	0.8	0.8 以下	0.8 以下	0.8 以下
水使用量の削減	節水活動の推進	m ³ /百万円	1.6	1.6 以下	1.6 以下	1.6 以下
化学物質の適正管理	—	適正に管理する。				
環境法規等の遵守	—	法規や自主基準を遵守する。				
環境配慮	—	グリーン購入を励行する。				
地域の環境保全	清掃活動への参加	2回/年	2回/年	2回/年 以上	2回/年 以上	2回/年 以上
環境保全意識の保持向上	—	環境保全意識を保持向上する。				

* 電気のCO₂排出係数は、中国電力(株)の平成27年度の0.697 CO₂/kwhを用いた。

4. 当年度の主要な環境活動計画

(1) 二酸化炭素排出量の削減

① 電力使用量の削減

- ・エアコンの設定温度を決め、実行する。
- ・昼休み、残業時の不要な照明の消灯をする。
- ・長時間席を離れる時、パソコンを電源OFF、省エネモードにする。
- ・エアコンは定期的にフィルターの清掃をする。
- ・緑のカーテンを設置する。

② ガソリン使用量の削減

- ・エコドライブを励行する。
- ・アイドリングストップを励行する。

③ 重油、軽油使用量の削減

- ・重機、車両の空ぶかしをしない。
- ・アイドリングストップを励行する。
- ・重機等の効率的な使用と不必要的使用をしない。

(2) 廃棄物排出量の削減

- ① 一般廃棄物排出量の削減
 - ・ペーパーレス化を推進する。
 - ・裏紙を使用する。
 - ・一般廃棄物の分別により資源物に回す。

(3) 水使用量の削減

- ① 節水活動の推進
 - ・節水活動を励行する。
 - ・廃棄物搬入車両の洗車は必要最小限にするよう指導する。

(4) 化学物質の適正管理

- ① 化学物質を適正に管理する。

(5) 環境法規等の遵守

- ① 法規や自主基準等を遵守
 - ・日常監視やモニタリングを行い法規等の遵守を徹底する。

(6) 環境配慮

- ① グリーン購入の推進
 - ・事務用品のグリーン購入を励行する。

(7) 地域の環境保全

- ① 地域の環境保全への貢献
 - ・NGO等の環境保全活動を支援する。
 - ・清掃活動や不法投棄廃棄物回収活動へ参加する。

(8) 環境保全意識の保持向上

- ① 従業者全員の環境保全意識を保持向上する。

5. 目標と実績

・平成29年8月～10月の運用期間の目標に於ける実績は以下のとおりであった。

項目	単位	平成27年度 (基準年)	平成29年度	平成29年度	平成29年度 8月～10月 の目標	平成29年度 8月～10月 の実績	目標の達成率 <目標/実績>	目標達成判定
			目標	8月～10月 の目標				
二酸化炭素総排出量の削減	kg-CO ₂	128,695	127,400 以下	31,850 以下	32,800	97%	△	
二酸化炭素排出量の削減	kg-CO ₂ /百万円	250.4	247.9 以下	247.9 以下	278.0	89%	×	
1-1 電力使用量の削減	kwh/百万円	166.4	164.7 以下	164.7 以下	181.9	91%	×	
1-2 ガソリン使用量の削減	ℓ/百万円	3.3	3.3 以下	3.3 以下	2.4	138%	○	
1-3 重油使用量の削減	ℓ/百万円	0.8	0.8 以下	0.8 以下	0.0	100%	○	
1-4 軽油使用量の削減	ℓ/百万円	47.5	47.0 以下	47.0 以下	55.5	85%	×	
廃棄物排出量の削減	一般廃棄物排出量の削減	kg/百万円	0.8	0.8 以下	0.8 以下	0.7	114%	○
水使用量の削減	節水活動の推進	m ³ /百万円	1.6	1.6 以下	1.6 以下	1.4	114%	○
化学物質の適正管理	—	—	—	適正に管理する。	—	—	○	
環境法規等の遵守	—	—	—	法規や自主基準を遵守する。	—	—	○	
環境配慮	—	—	—	グリーン購入を励行する。	—	—	○	
地域の環境保全	清掃活動への参加	2回/年	2回/年	2回/年 以上	2回/年 以上	2回/年以上	—	○
環境保全意識の保持向上	—	—	—	環境保全意識を保持向上する。	—	—	○	

判定 ○：達成できている △：概ね達成できている（10%未満） ×：達成できていない —：判定できない

* 電気の二酸化炭素排出係数は、中国電力(株)の平成27年度の0.697 CO₂/kwhを用いた。

6 試行期間中の主要な環境活動計画及び取組結果とその評価

○：達成できている		△：概ね達成できている（10%未満）	×：達成できていない
取り組み計画	達成状況	評価（結果と次年度の取組内容）	
1 二酸化炭素排出量の削減			
1 電力使用量の削減		×	<p>〈評価〉</p> <p>電気及び軽油使用量が目標に対して91%、85%であり、二酸化炭素排出量は目標に対して89%となった。</p> <p>電気使用量は余水処理施設が殆どを占めており、重油等は重機類の使用である。</p>
1 エアコンの設定温度を決め、実行する。 2 昼休み、残業時の不要な照明の消灯をする。 3 長時間席を離れる時、パソコンを電源OFF、省エネモードにする。 4 エアコンは定期的にフィルターの清掃をする。 5 緑のカーテンを設置する。		○	<p>余水処理施設の運転を制限することはできないが重機類の使用方法を検討する必要がある。</p>
2 ガソリン使用量の削減		○	<p>〈次年度〉</p> <p>未達成の原因を検討し、職員等への取組の徹底を図り、目標の達成に努めていく。</p>
1 エコドライブを励行する。 2 アイドリングストップを励行する。		×	
3 重油、軽油使用量の削減		×	
1 重機、車両の空ぶかしをしない。 2 アイドリングストップを励行する。 3 重機等の効率的な使用と不必要的使用をしない。		×	
総合評価		×	
2 廃棄物排出量の削減			
1 一般廃棄物排出量の削減		○	<p>〈評価〉 1ヶ月未達成であったが月平均では達成していた。〈次年度〉分別やリサイクルは行っており引き続き継続し、未達成月の原因を究明し完全な達成を目指したい。</p>
1 ペーパーレス化を推進する。 2 裏紙を使用する。 3 一般廃棄物の分別により資源物に回す。		○	
3 水使用量の削減			
1 節水活動の推進		○	<p>〈評価〉 当初月が未達成であったが、その後達成となっている。〈次年度〉引き続き、取組を継続していく。</p>
1 節水活動を励行する。 2 廃棄物搬入車両の洗車は必要最小限にするよう指導する。		○	
4 化学物質の適正管理			
1 化学物質を適正に管理		○	<p>〈評価〉 適正に管理がされている。</p>
1 化学物質を適正に管理する。		○	<p>〈次年度〉 引き続き、取組を継続する。</p>
5 環境法規等の遵守			
1 法規や自主基準等を遵守		○	<p>〈評価〉 法規や自主基準が遵守され、違反や指摘はない。〈次年度〉引き続き、取組を継続する。</p>
1 日常監視やモニタリングを行い法規等の遵守を徹底する。		○	
6 環境配慮			
1 グリーン購入の推進		○	<p>〈評価〉 着実に実施している。（19件）</p>
1 事務用品のグリーン購入を励行する。		○	<p>〈次年度〉 引き続き、取組を継続する。</p>
7 地域の環境保全			
1 地域の環境保全への貢献		○	<p>〈評価〉 着実に実施している。（年度中：活動支援16件、清掃活動1件、施設見学93名）</p>
1 NGO等の環境保全活動を支援する。 2 清掃活動や不法投棄廃棄物回収活動へ参加する。		○	<p>〈次年度〉 引き続き、取組を継続する。</p>
8 環境保全意識の保持向上			
1 従業者全員の環境保全意識の保持向上		○	<p>〈評価〉 年度当初1回、期間中1回実施している。</p>
1 環境保全意識の保持向上に向け研修や教育の実施する。		○	<p>〈次年度〉 引き続き、取組みを実施する。</p>

7. 環境関連法規への違反、訴訟等の有無

環境関連法の遵守状況をチェックした結果、違反はありません。なお、関係当局よりの違反の指摘、利害関係者からの訴訟等も試行期間中ありません。

8. 代表者による全体評価と今後の取組

今回の試行結果では、概ね目標は達成されているが、電気使用量や軽油使用量が未達成であったことから、二酸化炭素排出量が未達成となっている。これは、夏季の3ヶ月期間の試行であったことも、その一因であると考えられる。今後、職員等に取組を再度周知徹底するとともに、実態把握を行い、一年を通じた目標達成に努める。

9. その他

- 新南陽商工会議所港湾部会清掃活動への参加（毎年4月開催）

